

## 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応等に係る答申について

令和4年7月21日に、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（会長：牛嶋 仁 氏（中央大学法学部教授）、副会長：齋藤 裕美 氏（多摩大学経営情報学部教授））から市長に対し、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応等に係る答申がありましたので、お知らせします。

牛嶋会長からは、新たな法律が施行された後も市民の権利や利益を守るため、個人情報保護の水準を後退させることなく不断の努力を続けてほしいとの話がありましたので、これに対して市長は、適切に対応していきたいという考えを伝えました。

### 1 答申の内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について
- (2) 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について

※詳細は、別紙のとおり

### 2 今後の予定

答申を踏まえ、今年度中の条例提案に向けて取り組んでいきます。



審議会からの答申の様子  
(左から、本村市長、牛嶋会長、齋藤副会長)

#### 【問い合わせ先】

総務局情報公開・文書管理課

直通電話 042-769-8331

## 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度 及び情報公開制度における対応等に係る答申の主な内容

### 1 個人情報保護制度について

#### (1) 新たに制定する条例（以下「新条例」という。）で定める必要があるとされている事項について

##### ア 保有個人情報開示請求・公文書公開請求における手数料について

現行と同様、手数料は原則無料とし、写しの交付を希望する場合は、実費を徴収すること。

##### イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料について

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では政令で定める額を標準としていることから、政令で定められる金額を規定すること。

##### ウ 開示決定等に係る日数について

保有個人情報開示請求の場合は、請求があった日から14日以内に決定を行い、30日以内に限り延長できることとする。また、公文書公開請求の場合は、現行どおり請求があった日から14日以内に決定を行い、46日以内に限り延長できることとする。

#### (2) 新条例で定めることができるとされている事項について

##### ア 条例要配慮個人情報について

現行条例及び現行規則の内容が法及び政令の内容と同一であるため、新条例に規定することは不要である。

##### イ 個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の作成・公表について

登録簿の記載事項が個人情報ファイル簿と異なるため、登録簿を併用すること。

##### ウ 審議会への諮問について

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（以下「審議会」という。）に諮問すること。
- ・特定個人情報保護評価など、法以外の法令に基づいた事項については、引き続き審議会に意見を聴くこと。

### 2 情報公開制度について

保有個人情報開示請求における不開示情報には、相模原市情報公開条例において公開しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものが含まれているため、法と当該情報公開条例との整合性を図ること。

### 3 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について

「文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」の取扱いについては、職員が組織的に用いるものであれば、「公文書」に該当するため、相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の除外規定を削除すること。